

各位

株式会社 大垣共立銀行

## 「決済用普通預金規定」改定のお知らせ

「決済用普通預金規定」を以下のとおり改定しますのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにおかれましても適用いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 改定日

2025年4月1日（火）

### 2. 改定内容

「決済用普通預金規定」を以下のとおり改定します。

改定前	改定後
<p><b>2.（「決済用普通預金」・「決済用普通預金（総合口座）」取引（2）</b></p> <p>決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）の取扱いは、別途普通預金規定、総合口座取引規定を適用します。なお、決済用普通預金は<u>ゴールド総合口座、スーパーゴールド総合口座等</u>当社が定める特定の総合口座普通預金として利用することはできません。</p>	<p><b>2.（「決済用普通預金」・「決済用普通預金（総合口座）」取引（2）</b></p> <p>決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）の取扱いは、別途普通預金規定、総合口座取引規定を適用します。なお、決済用普通預金は当社が定める特定の総合口座普通預金として利用することはできません。</p>
<p><b>4.（口座管理手数料）</b></p> <p><u>（1）決済用普通預金、決済用普通預金（総合口座）の利用にあたっては、当社所定の口座管理手数料（年払い、当該手数料の次回支払い月末日までの分とします。）が必要です。</u></p> <p><u>（2）口座管理手数料は申込みに際して初年度分をお支払いいただき、次年度以降は、当該年度分として申込月の応当月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日、以下「指定日」といいます。）に、通帳・払戻請求書の提出なしに当該口座から自動引き落としします。なお、個人（事業性を除く）の方への引き落とし済通知等の送付は省略させていただきます。</u></p> <p><u>（3）口座管理手数料を指定日の翌月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）までに支払わなかったとき、当社は所定の方法により預金者へ通知のうえ、決済用普通預金、決済用</u></p>	<p>－（削除）</p> <p>以降条番号繰り上げ</p>

普通預金（総合口座）を普通預金、普通預金（総合口座）へいつでも切替できるものとします。  
なお、届け出のあった氏名、住所に宛てて当社が通知または送付書類を発送した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

（４）すでに支払い済の口座管理手数料は解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに解約した場合、または普通預金、普通預金（総合口座）へ切替した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料を返却します。

（５）口座管理手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし分から適用します。

以 上